

第2次十和田市総合計画策定支援業務及び十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、第2次十和田市総合計画の策定及び十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたり、民間の豊富な経験と専門性を活用するとともに、策定に係る業務を円滑に遂行するために必要となる支援業務を受託する事業者を選定する手続を定めるものとする。

1. 業務概要

- (1) 件名
 - ① 第2次十和田市総合計画策定支援業務
 - ② 十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務
- (2) 内容 第2次十和田市総合計画策定支援業務 仕様書及び、
十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務 仕様書のとおり
- (3) 期間
 - ① 第2次十和田市総合計画策定支援業務
契約締結の日から平成29年3月31日まで
 - ② 十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務
契約締結の日から平成28年2月29日まで
- (4) 委託上限額
 - ① 第2次十和田市総合計画策定支援業務
金23,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（平成27年度 9,300,000円、平成28年度 14,000,000円）
 - ② 十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務
金5,832,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

2. 参加要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、十和田市の指名停止を受けていないこと。
- (3) 過去5年間（平成22年度～26年度）において、国・地方公共団体による人口推計、経済分析又はそれに類する業務、総合計画策定関連業務に関する実績を有すること。

3. 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

平成27年5月7日(木)9時00分から平成27年5月13日(水)17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）と業務実績書（様式2）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ① 本プロポーザルの参加承認の可否は、平成27年5月14日(木)11時00分までに電子メールで通知する。
- ② 十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、平成27年5月14日(木)11時00分までに連絡がない場合は、同日12時00分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届(様式5)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

4. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「第2次十和田市総合計画策定支援業務企画提案」及び「十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務企画提案」

(2) 提案内容

- ① 企画提案書:仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書をそれぞれ別に作成し、同時に提出すること。
- ② 見積書:様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

① 提出書類

「共通」

プロポーザル届出書(様式3)、会社概要(パンフレット等で可)

「第2次十和田市総合計画策定支援業務企画提案」

企画提案書、見積書、年度別見積書、業務工程表、業務実施体制調書(様式4)。

「十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務企画提案」

企画提案書、見積書、業務工程表、業務実施体制調書(様式4)。

② 提出部数

紙媒体16部(プロポーザル届出書、会社概要は2部。見積書、年度別見積書は1部)

③ 提出場所

十和田市企画財政部政策財政課

④ 提出期限

平成27年5月21日(木)17時00分まで(必着)

⑤ 提出方法

郵送もしくは持参(いずれも提出期限必着のこと)

⑥ 提案様式

指定しない。ただし、A4サイズ15枚以内とする(表裏30頁、表紙含む)

⑦ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

⑧ その他

提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

5. 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

平成27年5月26日(火)13時00分から開始予定（詳細は別途通知）

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者が行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。説明時間は30分程度とし、その後質疑応答を行う。

6. 審査概要

(1) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。なお、評価点はそれぞれの評価点の合計とする。

① 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が高点の者が2以上あるときの対応

ア 提案者それぞれの評価点と同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

イ 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、十和田市職員が代わってくじを引き順位を決定する。

② 有効な提案者が1社のみのときは、それぞれの評価点が60点以上であり、十和田市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一交渉権者とする。

(2) 審査結果の通知、公表

選定結果については、平成27年5月28日(木)17時00分までに十和田市ホームページ上にて公表するとともに、参加申込書記載の住所あてに文書で通知する予定である。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。

① 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められたとき。

② 暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していると認められたとき）。

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成27年5月7日(木)9時00分から平成27年5月11日(月)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式6)により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名:「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

(3) 質問の回答

平成27年5月12日(火)15時00分までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、十和田市ホームページにて公開する。

9. 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、十和田市との協議で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。また、第2次十和田市総合計画策定支援業務及び十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務のそれぞれの契約は同一事業者と行います。

10. その他

(1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

(2) 十和田市情報公開条例(平成17年十和田市条例第11号)に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(4) プロポーザルの日程は、都合により変更する場合がある。

11. 担当部署

担当者:総合計画に関すること

十和田市企画財政部政策財政課政策企画係(電話:0176-51-6710)

総合戦略に関すること

十和田市企画財政部政策財政課地方創生戦略係(電話:0176-51-6712)

住 所:〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

F A X:0176-24-9616

Eメール:seisakuzaisei@city.towada.lg.jp